

声明 APFファンドと昭和ホールディングス経営者による野中郁江明治大学教授に対する不当提訴に抗議する

APF・昭和HD 経営者である此下竜矢氏、重田衛氏、此下益司氏の3名は、2012年7月18日、野中郁江氏（明治大学商学部教授：会計学、経営分析論）が、論文「不公正ファイナンスと昭和ゴム事件」（『経済』2011年6月号所収、新日本出版社）ならびに東京都労働委員会係争事案における鑑定意見書「アジア・パートナーシップ・ファンド（APF）がもたらした昭和ゴムの経営困難について」（2011年11月16日付け）において、原告らの名誉を棄損したとして、総額5500万円の損害賠償と『経済』誌上での謝罪広告を求めて、提訴をした。

日本国憲法が保障する「表現の自由」（21条）、「学問の自由」（23条）を前提として、日々の研究活動をつづけている私たちは、上記の如き訴訟行為は常軌を逸した、容認しがたい行為と受けとめざるをえない。私たち研究者は、真実を求め、その結果を論文として発表することを職業としている。上記の如き「名誉毀損」にかこつけた法外な賠償請求は、自分たちに都合の悪い研究成果の公表に対しては恫喝し、口封じを行うに等しい行為であるといわざるをえない。そのような不法、不当がまかり通る社会になれば、およそ真実を求める研究は成立しえなくなる。

私たちは、このことを多くの研究者仲間と広範な市民に訴え、原告の不当提訴に厳しく抗議するものである。

2013年1月14日

日本科学者会議民間企業技術者・研究者問題委員会